

第1表（教）

立七小発第101号
令和6年2月28日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立第七小学校
校長名 島村 雄次郎 印

令和6年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- 自分の心と体について考え 努力する子 （自立活動）
- 苦手な学習も 前向きに取り組む子 （各教科の内容）
- 自分のことは 自分でする子 （自立活動）
- 自分を大切にし 友達も大切にする子 （自立活動）

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 在籍学級における適応能力を高めるために、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導を行う。本人の意思や保護者、在籍学級担任の願いを基に、授業観察や関係諸機関からの情報を生かして個別指導計画を作成し、一人一人の課題解決に対応した指導を行う。
- (2) 好ましい人間関係を構築することができるように、人間関係の形成や集団参加、コミュニケーションのための意欲、態度、技能等を身に付けさせる。
- (3) 姿勢の保持ができるように体幹を鍛えボディイメージを育み、目と手の協応や手指の巧緻性、眼球運動など読み書きに必要な基礎的な力を育成する。
- (4) 一人一人の認知特性、行動特性に応じた学び方を身に付けさせ、在籍学級の授業の参加状況を改善し、学習に参加できる力の向上を図る。

3 指導の重点

- (1) 学校生活の振り返り活動等を通して、自分の得意なところ、苦手なところを理解できるように指導することで自己肯定感を育み、学習上及び生活上の困難を前向きに解決していこうとする態度を身に付けさせる。

- (2) 児童の発達段階や特性に応じて、個別指導と小集団指導を適切に組み合わせる。小集団指導や個別指導の中で、ソーシャルスキルトレーニングや話し合い活動等を取り入れ、自分の意思を分かりやすく伝えたり相手の考えを聞き取り理解したりすること等のコミュニケーション能力を高める。
- (3) 感覚統合や視覚認知の指導、体幹、筋力等を鍛える運動を取り入れ、自己の身体について理解を深め、感覚の偏りを軽減する。
- (4) 在籍学級における授業でのつまずきの様子を細かく把握し、対象児童が分かる方法でつまずきの理由を取り上げ、必要に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行う。特に、一人一人の児童の特性に応じた学び方を指導する。

4 その他の配慮事項

- (1) 一人一人の指導回数や指導時間数については、在籍学級における適応の様子を十分に把握した上で決定する。課題の改善の様子について、在籍学級担任や保護者からの情報、巡回相談員からの助言、関係機関からの情報を参考にして検討し、段階的に指導回数や指導時間数を軽減し、指導終了につなげていく。
- (2) 在籍学級担任と情報交換を行い、児童理解を深め、指導方法の改善に生かす。また、家庭、教育支援課、スクールカウンセラー、医療等の関係諸機関と連携し、特別支援教室と各場所での支援方法を相互に生かす。
- (3) 教職員に対しては、教室通信や日常の情報共有等で特別支援教室の理解・啓発に努める。
- (4) 児童に関する情報収集、教員や家庭との連絡・調整、教材準備や作成、環境整備等について拠点校及び巡回校の特別支援教室専門員と細かく相談して共通理解を図り、連携して指導を進める。
- (5) 入室・退室に関しては、校内委員会を中心に学級担任と児童の観察・情報共有を行い、保護者の考えを聴取し、巡回心理士による児童の観察も含めて十分に検討の後、必要な支援レベルの判定を行い決定する。入室時には保護者・児童に対して、原則の指導期間や指導目標について説明・確認を適切に行う。
- (6) 指導延長については、指導目標に対する評価を適切に行い、毎学期の校内委員会で検討する。学期末の保護者面談において目標の評価を説明し、必要な児童については保護者と合意形成を行い指導延長の申請を行う。
- (7) 児童が中学校生活を円滑に開始できるよう、在籍学級担任と連携し、相談・指導を進める。中学校特別支援教室担当と密に連絡を取り合い、十分な引き継ぎを行う。